

# チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第5回 2022年2月



## 徴収管理の強化、サービスの改善——2021年度個人所得税総合所得の確定申告に係る政策の公布

### 概要：

- 国家税務総局は、2022年2月8日付けで「2021年度個人所得税総合所得の確定申告手続に関する国家税務総局の公告」を制定・公布し、2021年度個人所得税総合所得の確定申告に係る要件を明らかにした。また、国家税務総局は翌日、同公告における重要な内容に対して公式な解釈を公布し、確定申告手続に係る要件について回答した。

### 背景



国家税務総局は、納税者の合法的権益を保障し、納税者が2021年度個人所得税総合所得の確定申告（以下「年度確定申告」）を滞りなく完了できるよう、2019年度及び2020年度の確定申告を全面的に集約した上で、2022年2月8日付けで「2021年度個人所得税総合所得の確定申告手続に関する国家税務総局の公告」（国家税務総局公告2022年第1号、以下「1号公告」）を制定・公布し、2021年度の確定申告に係る要件を明らかにした。

1号公告は全体的に、国家税務総局による2019年度及び2020年度個人所得税総合所得の確定申告手続に関する基本的枠組み及び主旨を継承した上で（詳細はKPMG「チャイナタックスアラート」2021年2月[第4回](#)及び2020年1月[第2回](#)を参照）、徴収管理を更に強化しながら、税務関連手続の更なる最適化を図る新たな取組みを導入し、納税者が個人所得税改革による優遇政策を享受するとともに、偽りなく申告し、かつ法に従って納税するよう推奨する。

### KPMGの所見



1号公告は、中共中央办公厅及び国务院办公厅が印刷・配布した「租税徴収管理改革の更なる深化に関する意見」中の要件を徹底的に実践できるよう、主に下記の内容について補足した。

- 年度確定申告の初期における「手続予約」サービスの提供
  - 2022年3月1日から同月15日までに年度確定申告を行う必要のある納税者は、2月16日から携帯電話の「個人所得税」アプリを通じて上記期間を予約し、関連手続を行うことができる。3月16日から、納税者は年度確定申告手続を隨時行える。
- 総合所得及び経営所得を同時に取得する納税者の費用控除事項の明確化
  - 総合所得又は経営所得の申告において、費用6万人民元の控除、特別控除、特別付加控除及び法に基づくその他控除を申告することができるが、重複して控除を申告してはならない。
  - 経営所得の年度確定申告で費用控除を申告した納税者は、総合所得の年度確定申告の仮記入を行う際、費用控除部分などのデータをゼロとして設定し、訂正リマインド機能を追加する。

## ➤ 年度確定申告を行う必要がないケースに関する説明

- 1号公告第2条によると、①納税者の年度総合所得が12万人民元を超えない、②追徴課税が400人民元を超えない、又は③税金還付を申請できるが、それを申請しない場合、年度確定申告を行う必要がない。しかし、納税者が総合所得を取得する際、源泉徴収義務者が法に従事前控除・納付を行っていない場合、納税者は年度確定申告を行う必要がある。

## ➤ 年度確定申告期間終了後の主管税務機関の明確化

- 年度確定申告期間終了後、税務機関は年度確定申告を行っていない納税者向けにその主管税務機関を決める。

## ➤ 「初回違反に処罰なし」制度の徹底

- 紳税者が年度確定申告を行う際、申告情報の記入ミスにより、年度確定申告において税金の過大還付もしくは過少納付につながり、自発的に、または税務機関からの注意喚起を受けて適時に是正した場合、税務機関は「初回違反に処罰なし」の原則に基づき処罰しない。

## ➤ 後続管理の強化

- 紳税者が年度確定申告期間内で追納すべき税額を全額納付しない場合、税務機関は法に従って当該納税者に対して延滞金を徴収し、その「個人所得税納税記録」にその旨を記載する。未払税金の金額が多額な場合、税務機関は、注意喚起、事情聴取・警告、法に従って立件・調査などの後続管理を通して個人納税者の税務コンプライアンス意識を向上させる。

## KPMGのご提案



2021年度の確定申告は、総合と分類を統合した個人所得税制改革以来の3回目の確定申告である。1号公告は、過去2年間の個人所得税確定申告の状況を踏まえて、サービスへの取組みを更に改善し、個人納税者の権益を効果的に保障するとともに、コンプライアンスに違反する税務行為をより厳しく監督管理する。企業及び個人納税者は、2021年度の確定申告に際して、下記に注意を払われるよう提案する。

1. 企業は自社従業員の実状及び関連法規定の要件を踏まえて、2021年度の確定申告に係る内部管理プロセスの更なる改善を図る必要がある。
  - 従業員に税務コンプライアンス要件に従わない場合の影響の注意喚起
  - 従業員に対する2021年度の確定申告に係る研修及び指導の提供
  - 2021年度の確定申告手続及び審査に備えるための確定申告資料の保管へのサポート
2. 1号公告では、納税者の2021年度の申告状況は2020年度及び以前年度の確定申告状況と関連付けて行われることを明確にした。個人納税者が過年度の確定申告状況を念入りに見直し、法に従って誠実に2021年度の確定申告を行うよう提案する。また、税金を追納する必要がある個人納税者は、今後の個人税務関連信用記録に影響を及ぼさないよう、年度確定申告期間内で追納すべき税額を全額納付しなければならない。
3. 2019年度及び2020年度の個人所得税確定申告における追納状況から見て、一部の追納は、源泉徴収義務者が法に従って源泉徴収又は事前控除・納付を行っていないことに起因するものと判明した。1号公告では、上述の状況は年度確定申告不要の状況に該当しないことを明確にした。当該取組みは、税務コンプライアンスの重要性に対する個人納税者自身の意識を更に向上させ、的確に源泉徴収が行われるよう雇用企業又は支払者に正確な個人情報を提供するとともに、個人納税記録を積極的に確認し、かつ年度確定申告窓口を合理的に利用し、法に従って税額を追納する。また、企業は従業員の個人情報の更新に関して適時に判断・調整し、的確な源泉徴収を最大限に確保する。
4. 個人の国外所得申告は1号公告で重点的に取り上げられていないものの、中国における個人税務コンプライアンス要件が高まるとともに、中国企業の海外進出も進み、国外所得の申告に係るコンプライアンスは2021年度及び以降年度の確定申告で注目されるだろう。企業は、従業員が国外から所得を受け取ったことがあると把握している場合、対応する年度の確定申告受付期間において適時に申告・納税するよう従業員に注意喚起する必要がある。

税務関連事項の複雑性及び専門性を勘案し、企業及び納税者には適正かつ適時に関連責任・義務を果たすために専門機関に支援を求めるよう提案する。KPMGは、今後も年度確定申告に関する政策を注視し、積極的に各地の税務機関と政策の動向及び実務事例を検討して参ります。

政策の最新動向や実務上でご不明な点等がございましたら、何時でも下記までお気軽にお問い合わせください。

## お問合せ先

### 華北地域

#### Takabe Ichiro 高部 一郎

Partner パートナー

Email: [ichiro.takabe@kpmg.com](mailto:ichiro.takabe@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 3403

#### Li Lisa 李 輝

Partner パートナー

Email: [lisa.h.li@kpmg.com](mailto:lisa.h.li@kpmg.com)

Tel: +86 (10) 8508 7638

### 華西・華東地域

#### Takabe Ichiro 高部 一郎

Partner パートナー

Email: [ichiro.takabe@kpmg.com](mailto:ichiro.takabe@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 3403

#### Xu Jie 徐 潔

Partner パートナー

Email: [jie.xu@kpmg.com](mailto:jie.xu@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 3678

#### Wang Zhewei 王 哲蔚

Partner パートナー

Email: [zhewei.wang@kpmg.com](mailto:zhewei.wang@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 2717

#### Morimoto Tadashi 森本 雅

Partner パートナー

Email: [tadashi.morimoto@kpmg.com](mailto:tadashi.morimoto@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 2322

#### Hayashida Hironori 林田 弘徳

Partner パートナー

Email: [hironori.hayashida@kpmg.com](mailto:hironori.hayashida@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 2286

#### Mokuta Masakazu 岸田 正和

Partner パートナー

Email: [masakazu.mokuta@kpmg.com](mailto:masakazu.mokuta@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 2247

### 華南地域

#### Inanaga Shigeru 稲永 繁

Partner パートナー

Email: [shigeru.inanaga@kpmg.com](mailto:shigeru.inanaga@kpmg.com)

Tel: +86 (20) 3813 8109

#### Chen Vivian 陳 薇

Partner パートナー

Email: [vivian.w.chen@kpmg.com](mailto:vivian.w.chen@kpmg.com)

Tel: +86 (755) 2547 1198